

重要なお知らせ

◎実技試験受検手数料の一部軽減措置の変更について

令和4年度前期から、2級及び3級の実技試験受検手数料の一部軽減措置が変更されました。

軽減対象者は、**25歳未満の在職中の方**※で、次の①又は②のいずれかに該当する方です。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等

※具体的には、令和4年度後期の**軽減対象者は平成9年4月2日以降に生まれた方**で、かつ、受付期間の**受検申請日において雇用保険被保険者である方**となります。受検手数料の軽減対象者は、**19ページ別紙1の在職証明が必要となりますのでご注意ください。**

軽減対象者の受検手数料は、5～8ページの受検手数料（実技）の下欄の金額となりますので、必ずご確認のうえ誤りの無いようにお願いします。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ① 受検申請いただいた場合でも、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、流行地域にある都道府県からの在住者及び在勤者の受検については、制限させていただく場合もございますので、予めご了承ください。
- ② 技能検定の実施にあたっては、令和2年5月29日付厚生労働省参事官通知（令和4年8月5日改訂）の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（厚生労働省HP参照）に沿って各種対応策を講じてまいります。受検者の皆様からも極力郵送により申請いただくことや、試験会場でのマスク着用などにご協力いただくこととなりますので何卒ご理解願います。
- ③ 受検票に同封する『新型コロナウイルス感染拡大防止のための体調等申告書（問診票）』（以下、「問診票」という。）に体温や体調などを記入のうえ試験当日に提出いただきます。また、提出いただいた問診票への申告内容によっては、その日の受検を自粛していただくことがありますので、試験当日までに感染予防と体調管理に努めてください。なお、当協会HPでも『受検手数料返還基準』を示しておりますが、問診票への申告内容によって受検の自粛をお願いする場合でも、受検手数料の返還は出来ませんのでご了承ください。

◎必ずお読みください

- ① 受検申請手続きは、受付の混雑する受付最終日近くを避けて、なるべく早めに提出してください。
- ② 学科・実技の両方の免除を受ける方は、5～8ページに掲げる検定職種以外の職種（作業）についても受付期間内に申請ができます。
- ③ 申請書を受理した後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも受検手数料はお返しできませんのでご了承ください。
- ④ 新型コロナウイルスの影響（試験会場や検定委員を確保できない場合など）による試験の中止、受検申請者が著しく少ない場合の実技試験のとりやめ、及び設備等の関係による実技試験受検者数の制限などの場合は、受検手数料を返却いたします。なお、受検手数料の返還の詳細については、当協会ホームページにて『受検手数料返還基準』として掲載しています。
- ⑤ 同時に2作業以上申請したい場合は、必ず試験日の情報を事前に当協会へご確認ください。（事前の連絡をいただけない場合、実技試験日が重なり受検できなくなる恐れがあります）